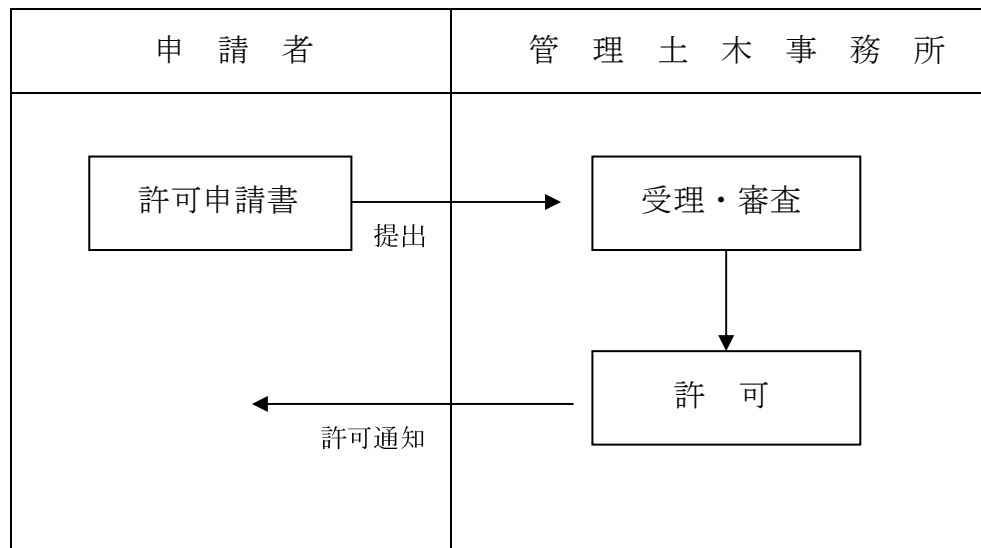


3 地すべり防止区域における行為制限

令和8年4月1日現在

根拠法令	地すべり等防止法(第 18 条)	担当課 担当係	砂防・災害対策課 総務管理係 0742-27-7513									
制度の概要	地すべり防止区域内において一定の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。											
目的	土砂（崩れ）災害の発生を防止するため、指定された区域内で行う一定行為を知事の許可制とし、一定以上の安全基準の確保を図ることとしている。											
対象地域	地すべり防止区域 地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等で公共の利害に密接な関連を有するもので、国土交通大臣等が指定した区域 ※ 行為をする土地が、地すべり防止区域かどうかの確認は、奈良県庁 HP 内「奈良県災害リスク情報システム」で確認が必要。当該システムを見ても、区域に近接する等で確認が必要な場合は、奈良スーパーアプリの申請フォームより問合せが可能。											
規制内容	地すべり防止区域内で一定行為（※）を行う場合には、地すべり等防止法に基づく許可が必要 ※一定行為の例 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） 3 法長 3 m 以上ののり切り又は直高 2 m 以上の切土 4 地すべり防止施設以外の一定の施設又は工作物の新築又は改良 但し、区域内での開発行為は原則としてできない（都市計画法 33 条 1 項 8 号）。											
許可等の基準	申請に係る行為内容が、当該地すべり防止区域の現況から判断して、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。											
手続のフロー図	地すべり等防止法の規定による行為許可申請 1 申請先等 <table><tr><td>区 域</td><td>受 付</td><td>審査・許可権者</td></tr><tr><td>各土木事務所管内の地すべり防止区域における 1 ㎡未満の一定の行為</td><td>管轄 土木事務所</td><td>管轄 土木事務所長</td></tr><tr><td>上 記 以 外</td><td>管轄土木事務所</td><td>知事（砂防・災害対策課）</td></tr></table>			区 域	受 付	審査・許可権者	各土木事務所管内の地すべり防止区域における 1 ㎡未満の一定の行為	管轄 土木事務所	管轄 土木事務所長	上 記 以 外	管轄土木事務所	知事（砂防・災害対策課）
区 域	受 付	審査・許可権者										
各土木事務所管内の地すべり防止区域における 1 ㎡未満の一定の行為	管轄 土木事務所	管轄 土木事務所長										
上 記 以 外	管轄土木事務所	知事（砂防・災害対策課）										

2 土木事務所処理



3 砂防・災害対策課処理

